

議案第74号 交野市個人情報の保護に関する法律施行条例の制定について

議案書29P～32P

1. 条例制定の目的

国の個人情報の保護に関する法律の改正に伴い、従来、地方公共団体ごとに条例で規定していた個人情報の取扱いについて法に基づく統一ルールによることとなるため、既存の条例を廃止し、法が条例に規定することを許容する事項を定めるため、新たに条例を制定する。

(施行期日：令和5年4月1日)

2. 条例制定の主な内容

現行条例に規定する水準を維持するよう新条例に規定を設ける。

主な内容	新条例	現行条例	法
開示請求に係る費用負担 (新条例第3条関係)	写しの作成及び送付に 要する実費負担	写しの作成及び送付に 要する実費負担	300円/1件の手数料 + 写しの送付に要する実費負担
開示決定等に係る期限 (新条例第4条第1項関係)	開示請求があった日から 15日以内	開示請求があった日から 15日以内	開示請求があった日から 30日以内
開示決定等に係る期限の延長 (新条例第4条第2項関係)	15日に限り延長可能	15日に限り延長可能	30日に限り延長可能

3. 関連Webサイト：<https://www.ppc.go.jp/personalinfo/minaoshi/> 【個人情報保護委員会HP】

別記様式第3号（第8条関係）

【議会基本条例第10条第1項関係】

政策等情報の説明資料

令和4年12月定例会

議案の 件名	議案第74号 交野市個人情報の保護に関する法律施行条例の制定について	政策等 の区分	計画・事業・ <input checked="" type="checkbox"/> 条例 その他（ ）				
〈政策等の概要〉		〈他の自治体の類似する政策等との比較〉					
個人情報の保護に関する法律（平成15年法律第57号）の施行に関し必要な事項を定めるもの。		他市においても、個人情報の保護に関する法律の改正に伴い、同様の条例が制定される。					
		〈財源措置の状況〉（単年度事業でない場合は、全体事業の見込状況を記入）（単位：千円）					
		総事業費	国庫支出金	府支出金	市債	その他	一般財源
〈政策等を必要とする背景〉		〈将来にわたる効果及びコストの状況〉					
個人情報の保護に関する法律の改正に伴い、従来、地方公共団体ごとに条例で規定していた個人情報の取扱いについて法に基づく統一ルールによることとなるため、既存の条例を廃止し、法が条例に規定することを許容する事項を定めるため、新たに条例を制定するもの。							
〈提案に至るまでの経緯〉		〈総合計画等の整合〉					
令和3年5月19日に個人情報の保護に関する法律の一部改正が公布され、令和5年4月1日に一部施行される。		“かたのサイズ”をめざす像 （主要3つ）		77 暮らしに役立つ情報が、わかりやすく、すぐ手に入る			
		○その他の計画（該当する場合のみ）					
		計画名称					
〈市民参加の状況〉		策定年度					
<input checked="" type="checkbox"/> ・ 無 （パブリックコメントを実施した場合は、その結果等を含む。）		計画期間					
交野市個人情報の保護に関する法律施行条例（素案）について、令和4年9月1日から同月30日まで意見等募集を行った結果、提出された意見等は0件であった。		〈政策等の実施時期〉		令和5年4月1日			
		担当部局		担当課		添付資料（有の場合は、その名称）	
		総務部		総務課		<input checked="" type="checkbox"/> ・ 無 条例の概要	